

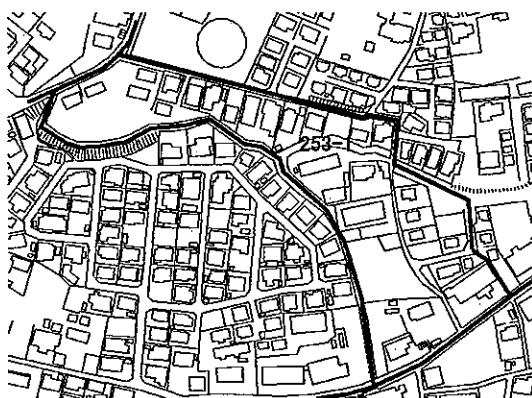
5 区画基準に合致していないもの

例図
19

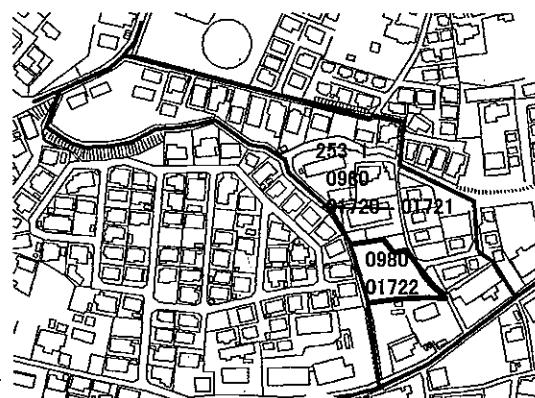
基本単位区を分割した例

【街区方式による住居表示を実施している区域以外の区域で、基本単位区内に新たに特別調査区とすべき施設ができた場合】

平成 22 年 調査区地図



点検・修正用地図



基本単位区 0980-01720 を分割して区画し直すため、基本単位区コードを 01721 と 01722 に修正する。

集計結果等で必要な地域区分（例 学校区、都市計画区域）がある場合は、その地域区分の境界ごとにひとつの基本単位区に修正する。

基本単位区の点検・修正 Q&A

Q 平成22年国勢調査時の基本単位区が必ずしも区画基準に合致していない場合は、修正するのか。

A 街区方式による住居表示を実施している区域で、街区に基づいた区画となっていない基本単位区については、必ず修正を行う。

それ以外の区域の場合は、原則として現行の基本単位区の区画は修正しない。

Q 結果集計等で必要とされる地域区分の境界に合わせて、基本単位区の境域を修正することは認められるか。

A 基本単位区は、恒久的な地域単位として区画することにより、調査結果の集計において小地域統計の時系列比較を可能とするものである。

したがって、今後の結果集計の利用に支障を来たすなど、相当の事由がある場合に限り、今回の調査区設定において修正した基本単位区の区画を恒久化することを条件として、修正して差し支えない。

また、修正は、基本単位区の趣旨（時系列比較を可能とする）を踏まえ、現行基本単位区を分割する方法を基本として行う。

この場合、基本単位区修正一覧表の修正要件は、便宜、「5. 区画基準に合致していないもの」とする。

Q 1基本単位区内の世帯数が著しく増加又は減少している場合、調査区が設定しやすいうように基本単位区を分割又は統合してよいか。

A 世帯数の増加又は減少による基本単位区の分割又は統合は行わない。

このような場合は、調査区の設定基準に照らし、1基本単位区内の世帯数が著しく増加した場合は、1基本単位区の中に複数の調査区を設定（基本単位区内の明瞭な地形・地物で区分）する。

また、1基本単位区内の世帯数が著しく減少した場合は、隣接する基本単位区と組み合わせるなどして調査区を設定する。